

ご利用料金について（障害福祉サービス事業所・

地域生活支援事業所「ケア桃太郎」）

通常時間帯（午前8時～午後6時）

●居宅介護 身体介護、通院等介助（身体伴う）

30分未満

255 単位

30分～1時間未満

402 単位

1時間～1時間30分未満

584 単位

1時間30分～2時間未満

666 単位

2時間～2時間30分未満

750 単位

2時間30分以上、30分を増す毎に

83 単位加算

●通院等介助（身体伴わない）

30分未満

105 単位

30分～1時間未満

196 単位

1時間～1時間30分未満

274 単位

1 時間 30 分以上、30 分を増す毎に
69 単位加算

●家事援助

30 分未満
105 単位

30 分～45 分未満
152 単位

45 分～1 時間未満
196 単位

1 時間～1 時間 15 分未満
238 単位

1 時間 15 分～1 時間 30 分未満
274 単位

1 時間 30 分以上、15 分を増す毎に
35 単位加算

●重度訪問介護

1 時間未満
213 単位

1 時間～1 時間 30 分未満
317 単位

1 時間 30 分～2 時間未満
423 単位

2 時間～2 時間 30 分未満

528 単位

2 時間 30 分～3 時間未満

634 単位

3 時間～3 時間 30 分未満

738 単位

3 時間 30 分～4 時間未満

844 単位

●同行援護

30 分未満

190 単位

30 分～1 時間未満

300 単位

1 時間～1 時間 30 分未満

433 単位

1 時間 30 分以上、30 分を増す毎に

65 単位加算

●加算

初回加算

200 単位／月

利用者負担上限額管理加算

150 単位／月

喀痰吸引等支援体制加算

100 単位／日

福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

（居宅介護、同行援護）所定単位数の 27.4%/月、（重度訪問介護）所定単位数の 20.0%/月

福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）

所定単位数の 7.0%/月

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

所定単位数の 4.5%/月

※地域区分（東京都荒川区/1 級地、群馬県前橋市/7 級地）により、利用回数・加算を含んだ総単位数に地域区分（東京都荒川区/11.20、群馬県前橋市/10.18）を乗じます。

※負担額は総単位数に地域区分を乗じたものの 1 割ですが、設定された負担上限額を超えての支払いはありません。

●地域生活支援事業（移動支援サービス）

対象となる方

移動支援費の支給決定を受けている方

サービス内容

1 人では外出困難な障害者（児）の方に社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のため、必要な移動の介助及び外出に伴って必要となる介護を行います。

通常時間帯（午前 8 時～午後 6 時）

●移動支援（身体伴う）

30 分未満

255 単位

30 分～1 時間未満

402 単位

1 時間～1 時間 30 分未満

584 単位

1 時間 30 分～2 時間未満

666 単位

2 時間～2 時間 30 分未満

750 単位

2 時間 30 分以上、30 分を増す毎に

83 単位加算

●移動支援（身体伴わない）

30 分未満

105 単位

30 分～1 時間未満

196 単位

1 時間～1 時間 30 分未満

274 単位

1 時間 30 分以上、30 分を増す毎に

69 単位加算

※地域区分（東京都荒川区／1 級地）により、利用回数・加算を含んだ総単位数に地域区分（東京都荒川区／11.20）を乗じます。

※負担額は無料です。